

第三者評価表〔公表用〕

施設名	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
指定管理者	(福)富山県社会福祉総合センター
指定管理期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日
評価対象年度	平成30年度、令和元年度
所管課	障害福祉課

評価年月： 令和2年10月

評価項目			評価委員会 評価 (委員平均)
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用の 確保	県民の平等な利用が確保されているか	2.0
2 公の施設の効用の最大限 の発揮(条例第4条第2号)	施設設置目的の達成・ 利用者の増加・サービ スの向上	管理運営方針に基づき、施設の設置目的に沿った業務が適切に実施されているか	2.0
		施設が多くの県民の利用に供されているか	2.0
		サービス向上に向けた取組みが実施されているか	2.2
		利用促進(収入増含む)に向けた取組みが実施されているか	2.0
		施設の利用促進に向けて効果的な広報が行われているか	2.0
		利用者のニーズの把握や苦情への対応は適切に実施されているか	2.0
		個人情報の確実な保護対策がとられているか	2.6
		施設の保守点検等の維持管理業務が計画どおり実施されているか	2.0
3 施設の効率的な管理(条例 第4条第2号)	施設に係る経費節減 策(収支状況)	収支状況に問題はないか	2.0
4 公の施設の管理を適正か つ確実にを行うための財産的基 礎及び人的構成(条例第4条 第3号)	指定管理者の財政的 基礎及び信用力	指定管理業務を安定確実に 行うだけの経営基盤を維持 しているか	2.0
		施設の機能を十分に発揮 した管理運営を実施できる 組織体制、職員数、職員 構成(資格、経験など)、 が確保されているか(防災・ 防犯及び災害・事故等緊 急時の体制を含む)	2.0
	指定管理者の人的構 成	職員の指導育成、研修体 制は十分か	2.2
総合評価			A

※・評価委員会評価は各委員の平均点を表記している。総合評価は当該平均点を基に決定したもの
・評価項目中の「条例」は、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」

特記事項

特に評価する点	<ul style="list-style-type: none"> ・本県におけるリハビリテーション医療の中核施設として、様々な事業を展開し、総合的なリハビリテーションの推進に貢献している。 ・医療的ニーズの高い重症心身障害者や難病患者への支援ニーズに応じて、平成30年7月に療養介護棟を開設し、成人・高齢者にも対応した児・者一貫の重症心身障害児・者支援に貢献している。 ・入院・外来患者数が伸びている。
改善が必要な点及び改善に向けた意見・提案	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な運営を確保するためには一定の収支の改善及び、黒字であっても突発的なリスクに対応できる程度の財務状況の改善が必要と考えられる。 ・急性期病院との連携を強化するなど、入院患者等の利用者増に向けた取り組みが必要である。 ・発達障害児(疑い含む)が適切な時期に発達評価を受けることができるよう、さらなる人材確保など体制整備が必要と思われる。

所管課による管理運営確認状況

定期報告の受理状況は適切か	協定書に基づき、適正に定期報告を受理、確認されている。
担当者所管課による現地確認状況は十分になされているか	施設設備の管理状況の確認は、定期的に現地確認されている。
指定管理者との連携状況は適切か	随時発生する諸課題については速やかに協議、相談、報告がされ、連携して管理されている。
モニタリングは適切に実施されているか	指定管理者が行うアンケート調査などから利用者の意見を聞き、その対応について、県所管課においてモニタリングされている。